

201036026A (DVD あり)

厚生労働科学研究費補助金  
健康安全・危機管理対策総合研究事業

エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の  
実態把握及び身体への影響についての調査研究

(H22-健危-一般-008)

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 大原 國章

平成23年(2011)年 3月

## 目 次

- I. 総括研究報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の  
実態把握及び身体への影響についての調査研究  
大原 國章
  
- II. 分担研究報告

  - 1. エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の  
実態把握についての調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・ 9  
大原 國章、竹田 政宏
  
  - 2. エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の  
身体への影響について1・・・・・・・・・・・・・・・・ 31  
大原 國章、林 伸和、財木 香里
  
  - 3. エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の  
身体への影響について2・・・・・・・・・・・・・・・・ 47  
菅原 順

- III. 資料編

  - 1. エステティックサービスに関する危害情報・・・・・・・・ 57
  
  - 2. フェイシャルエステティック技術編 DVD 目次・・・・・・・・ 74

## エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の 実態把握及び身体への影響についての調査研究

研究代表者 大原 國章（財団法人日本エステティック研究財団理事長）

### 研究要旨

#### 目的

エステティック営業施設（エステティックサロン）は、消費者のニーズに応じて増加している。しかし、エステティックサロンの施設や施術者（エステティシャン）に対する法的な規制はなく、その実態が十分に明らかになっていない。本研究は、エステティシャンの教育、施術の内容、衛生管理および、消費者の健康被害の実態を把握し、さらにフェイシャルスキンケアの基本コースについて、皮膚を中心とする身体への影響を明らかにして、安全な施術が行われる環境を整備することを目的とした。

#### 方法

①エステティシャンの教育、施術の内容や使用機器、衛生管理の現状に関して、エステティック業界関係者 10 名、エステティシャン 30 名、教育担当者 8 名からの聞き取り調査、及び 26 種類の広告媒体での掲載内容、独立行政法人国民生活センターへの消費者からの相談事例を収集し検討した。②健康人ボランティア 37 名を対象にフェイシャルスキンケアの基本コースを施術し、皮膚科医による診察に加え、皮膚生理機能・循環動態測定、心理状態を計測し、無施術群 4 名と比較してフェイシャルスキンケアの安全性と身体への影響を調査した。

#### 結果

①民間資格を有するエステティシャンは、一定のカリキュラムに沿って 300 時間以上の講義及び技術実習の教育を受けていた。9 割以上のエステティックサロンでフェイシャルスキンケアを導入しており、さらに様々なエステ機器等を組み合わせた施術も見られた。衛生管理は教育カリキュラムに含まれていたが、施術現場では認識が不十分なところがうかがえた。消費者からの相談事例では、施術に使用した化粧品での接触皮膚炎やエステ機器によると思われる熱傷などの危害が認められたが、衛生管理に関連する危害はなかった。②民間資格を有するエステティシャンが行ったフェイシャルスキンケアでは、皮膚の臨床所見、生理機能、循環動態、心理状態に不利益な影響は認められなかった。

## 結論

民間資格を有するエステティシャンには、十分な時間をかけた教育がなされていた。健康危害の大半は、化粧品による接触皮膚炎であり、その他にエステ機器による熱傷などが含まれていた。フェイシャルスキンケアの基本コースに関しては、皮膚の生理機能など悪影響はなく、安全で危害はないと判断した。衛生管理については、施術現場では認識が不十分なところがあった。

これらの結果から、エステティシャンに対する民間資格取得を推進すると同時に、衛生管理に関しては民間資格の更新システムを確立するなどの方法で継続した教育の必要性が示唆された。また、接触皮膚炎対策として施術時に使用する化粧品の刺激性を確認し、さらにエステ機器などの付加的施術による危害を予防するために、個々の施術の安全性を確認し、安全な施術の範囲を明確にする仕組みの検討が必要と考えた。

## 研究分担者

林 伸和 (国家公務員共済組合連合会  
虎の門病院 皮膚科部長)  
菅原 順 (独立行政法人産業技術総合  
研究所 ヒューマンライ  
フテクノロジー研究部門  
主任研究員)

## A. 研究目的

エステティック業界の統一自主基準の中で、エステティックは、一般的に健康な人に対して「一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および、機器、用具、等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えるとともに、肌や身体を健康的で美しい状態に保持、保護する行為」と定義付けられており、その中で顔面に対する手技、化粧品、器具、用具、等を用いた行為を、フェイシャルスキン

ケアと呼ぶ。

現在、美容やリラクゼーションを目的にしたフェイシャルスキンケアへの消費者ニーズは高まり、それに比例してフェイシャルスキンケアサービスを提供しているエステティック営業施設（エステティックサロン）も多様化している。従来は、エステティック専門店や理美容所などが主であったが、リゾートホテル、温泉旅館、健康ランド、スーパー銭湯などでも行われている。最近では、通所デイケア施設や緩和ケア病棟等でもケアの一環としてフェイシャルスキンケアが取り入れられるようになった（一般社団法人日本エステティック協会 ソシオエステティック）。

フェイシャルスキンケアの施術方法も多様化しており、クレンジング、ディープクレンジング、マッサージ、パックなどからなる基本コースに加

えて様々なエステ機器などを用いた付加的なサービスが行われている。

しかし、施設や施術者（エステティシャン）に関する公的な基準や法律上の規制はなく、関連情報を集約、管理する公的な部署が存在しないため、フェイシャルスキンケアの実態を把握することは困難であるとされている。

一方で、独立行政法人国民生活センターには、消費者の健康被害が報告されており、早急に実態を把握することが必要であると考えている。

これらの背景を踏まえて、本研究では、

1. 業界自主基準によるエステティシャンの教育内容、施設及び提供されている施術内容、衛生管理の現状と消費者の健康被害の実態の調査
2. エステティックサロンで一般的に行われているフェイシャルスキンケア基本コースの安全性と身体への影響の評価

を行いフェイシャルスキンケアの実態を把握し、安全に施術が提供される環境を整備することを目的とした。

## B. 研究方法

1. フェイシャルスキンケアを行うエステティシャンの教育およびエステティックサロンでの施術の内容、衛生管理の現状と健康被害の実態を把握するために、以下の調査を行った。
  - 1) エステティック業界関係者からの聞き取り調査
  - 2) 技術者教育用教材及びエステ機器

## 関係資料の収集

- 3) インターネットや無料配布のタウン誌等に掲載されているフェイシャルスキンケアメニューの情報収集
  - 4) 2008年4月～2010年3月までの期間、独立行政法人国民生活センターに寄せられた消費者からのフェイシャルスキンケアに関する相談内容の分析
  - 5) 研究協力者が所属する理美容専門学校でフェイシャルエステティックの教育を受けた卒業生のうち、エステティックサロンでフェイシャルスキンケアを提供しているエステティシャンおよびフェイシャルスキンケア技術の教育担当者を対象とした聞き取り調査
2. フェイシャルスキンケア基本コースの身体への影響については、以下の測定をした。
    - 1) 対象  
35歳以上45歳未満の同意文書の得られた健常な女性41名（平均年齢40.9歳）を、施術群37名（41.2歳）と無施術群4名（平均年齢38.5歳）に分けて測定。
    - 2) 実験期間  
平成22年9月12日～12月25日
    - 3) 実験場所  
施術：エステティックサロン6店舗  
測定：環境可変室（室温20℃、湿度50%、馴化時間20分）
    - 4) 実験概要  
施術群については、エステティック業界の民間資格を有する技術者が、

一般的なフェイシャルスキンケアの基本コースを10日～2週間に1回、合計6回(3か月間)実施し、試験開始時と終了時に皮膚科医による診察、皮膚の生理機能の測定を行い、さらに皮膚の状態に関する自己評価に関して質問紙による調査を行った。無施術群については、従来行っていたスキンケアをそのまま継続し、試験開始時とその3か月後に同様の測定と調査を行った。

また循環機能等の実験は、施術群37名に対して1回目の施術時と5回目の施術時に、循環機能とストレスホルモン(唾液中コルチゾール濃度)、免疫機能、不安尺度の測定を行った。

#### 5) 実験の測定項目と観察項目

- ①臨床的異常の有無(皮膚科医による診察)
- ②皮膚の生理機能
  - ・色差計によるメラニン測定
  - ・経表皮水分蒸散量測定
  - ・角層水分含有量測定
  - ・皮膚油分量測定
  - ・肌弾力測定
  - ・レプリカによるシワの評価
- ・質問紙(VAS:visual analogue scale)による皮膚の状態の自己評価
- ③循環機能等
  - ・心拍数
  - ・心拍変動周波数解析による心臓自律神経活動評価
  - ・唾液中コルチゾール濃度によるスト

#### レス量評価

- ・分泌型IgA濃度による免疫機能評価
- ・質問紙(STAI:State-Trait Anxiety)による不安尺度測定

#### (倫理面への配慮)

被験者への倫理面の配慮として、事前に研究の意義、目的、リスク等および研究代表者、分担研究者である皮膚科医が説明を行い、被験者が十分に理解、納得した上で自由意志によって参加に書面で同意をとることとした。

また本試験は、独立行政法人産業技術総合研究所の人間工学委員会で承認を受けた。

### C. 研究結果

#### 1. 実態把握

##### ①技術者の教育

エステティック業界団体が推奨する民間資格を取得するためには、「皮膚科学」、「解剖生理学」、「衛生管理」等の理論教育と実技に伴う理論や実習を含めて300時間以上の教育が必要とされており、カリキュラムを見る限り必要な教育はなされていた。しかし、民間資格であるため資格取得は強制ではなく、教育を受けていないエステティシャンが施術を提供しているケースもあると考えられた。

##### ②施術内容

フェイシャルスキンケアは、エステティックサロンの9割以上で行われており、基本コース(クレンジング→ディーパークレンジング→マッサージ

→パック)にエステ機器等を組み合わせた付加価値サービスが行われていた。

### ③広告表示

無料配布のタウン誌等の各種広告媒体では、多様な効果や皮膚トラブルの解消等を表現した広告も見られ、安全性に問題があると思われたり、誇大と思われる表現もあった。

### ④健康被害

独立行政法人国民生活センターに寄せられる「エステティックサービス」に関する危害相談は、2008年4月～2010年3月までの2年間に1,157件あった。そのうち、同センターが「ピガン(美顔)エステ」として商品分類しているフェイシャルスキンケアの危害にかかわるものは、544件で全体の47.0%を占めた。その多くは使用した化粧品による接触皮膚炎であったが、エステティックの目的を超えた効能を目指して生じたと推定される健康被害や、エステ機器による熱傷、エステティシヤンの不注意による外傷などが含まれていた。

衛生管理については、民間資格を取得するための教育内容を見るかぎり、一定の教育がなされているが、エステティシヤンおよび教育担当者に対する施術現場での実践の状況に関する聞き取り調査では、特に繁忙時に「器具や備品を十分に消毒せずに次の施術にも使用した」「使用済みのタオルを放置したままにした」「手指の消毒を十分に行わなかった」などの実態が明らかになり、さらなる教育や衛生管

理の徹底の方法を見直す必要があると思われた。

## 2. フェイシャルスキンケア基本コースの安全性及び身体への影響

民間資格を有するエステティシヤンが行ったフェイシャルスキンケアの基本コースによる皮膚の生理機能、循環機能、心理状態などの評価では、被験者に不利益になる影響は認められず、安全性については問題がなかった。

皮膚生理機能の測定では、肌のメラニンの減少、角層水分含有量の季節的減少の軽減、肌弾性の改善、小じわの改善が示唆され、被験者の自己評価における「肌の張り」「しっとり感」「小じわ」「きめの細かさ」の改善を支持する結果であった。

循環機能の測定では、心拍数及び心臓副交感神経活動の応答から、一過性のリラクゼーション効果が示唆されたが、初回と5回目の応答に有意差はなく、今回の介入条件では施術の反復による効果はほとんどないと考えられた。

一方、唾液中コルチゾール濃度および状態不安については、一過性のストレス軽減効果とともに施術の反復による効果も確認された。また、免疫機能の指標の一つである分泌型IgAが施術後に有意に増加しており、免疫機能にも良い影響を与える可能性を示していた。

## D. 考察

民間資格を有するエステティシヤ

ンがフェイシャルスキンケアの基本コースの施術を行った結果からは、皮膚および循環動態、心理状態などに問題が生じた症例はなく、安全性に問題はなかった。

しかし、独立行政法人国民生活センターの被害相談では、身体への危害が報告されている実態もあり、使用されている化粧品の安全性の確認や、フェイシャルスキンケアの基本コースに付加されている多種多様な技法やエステ機器による影響を検討する必要があると示唆された。

また、エステティシヤンの衛生管理に対する意識の向上のための教育・指導は行われているものの、現場では必ずしも十分に実践されていない可能性があり、今後さらなる衛生管理の指導が必要と考えられた。

## E. 結論

日本のフェイシャルスキンケアは、提供される施設が多様化しているにもかかわらず、法的規制がないことから、施設数、技術者数、利用客数等の実態を正確に把握することは難しい。

このような状況において本調査研究では、技術者の教育、健康被害の実態及び施設で行われている施術からその実態を把握しようと試みた。

その結果、

①フェイシャルスキンケアは、基本コース(クレンジング→ディープクレンジング→マッサージ→パック)に様々なエステ機器等を組み合わせた施術が提供されている。

②民間資格を有するエステティシヤンに対しては十分な教育がなされている。

③一般的に行われているフェイシャルスキンケアの基本コースについては、民間資格を有するエステティシヤンが行った範囲では、皮膚や循環動態等に与える不利益な影響はなかった。

④独立行政法人国民生活センターの危害危険情報によると、エステティックサロンにおける施術による健康被害として接触皮膚炎のほか、エステ機器によると思われる健康被害が報告されていた。

⑤広告表示の調査では、健康被害を及ぼすおそれのある表示が見られた。

⑥衛生管理については、資格取得時に教育はなされているが、現場で生かされていないケースがあることがわかった。

以上のことから

①エステティシヤンに衛生管理を含めた安全な施術を徹底するために、民間資格を得るための教育を推奨すること。

②健康被害の主な原因となっている接触皮膚炎やエステ機器による健康被害を回避するために、これらの安全性を確認すること。

③健康被害につながるおそれのあるエステ機器や施術を見極める仕組みを検討すること。

④施設の衛生管理を徹底する仕組みを検討すること。

が必要であると考えた。

F. 健康危害情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表なし

2. 学会発表なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
分担研究報告書

## エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の 実態把握についての調査研究

研究分担者 大原 國章（財団法人日本エステティック研究財団理事長）  
研究協力者 竹田 政宏（学校法人国際文化学園国際文化理容美容専門学校  
渋谷校 教務部美容科科长）

### 研究要旨

#### 目的

フェイシャルスキンケアはヒトの身体を対象とする施術であるにもかかわらず、施術を行う施設（エステティックサロン）や施術を行う技術者（エステティシャン）に対する法的規制はないため、その実態は明確にはなっていなかった。そこで、エステティシャンの教育、施術の内容、衛生管理の現状を調査し、さらにフェイシャルエステが原因と考えられる健康被害の実態を把握することを目的とした。

#### 方法

業界関係者（エステティックサロン開設者、教育担当者、エステティシャンら）に対して面談による聞き取り調査を行い、同時にエステティック業界団体などが発行する資料やエステティックサロンの広告類を収集して、エステティシャンの教育やエステティックサロンにおける施術の内容、衛生管理の状態を調査した。また、独立行政法人国民生活センターの全国危害危険情報資料の「ビガン（美顔）エステ」の情報を分析して、エステティックサロンでのフェイシャルスキンケアに伴う消費者の健康被害の内容を調べた。

#### 結果

民間資格の認定を受けているエステティシャンは、300 時間以上の教育カリキュラムのなかで、施術の理論や技術、衛生管理などについて十分な教育を受けていた。施術の内容としては、エステティックサロン全体の9割以上でフェイシャルスキンケアを行っていた。その多くは、クレンジング、マッサージ、パックからなる基本コースにエステ機器などを組み合わせていた。衛生管理については、民間資格を得る際に教育されていたが、実践が不十分と見られる点もあった。独立行政法人国民生活センターに寄せられた消費者からの相談事例では、使用した化粧品による接触皮膚炎と思われる症状が大半をしめ、その他には、治療効果を求めた施術や機器の不調による熱傷などがみられた。感染症に関連する健康被害はなかった。

## 結論

以上の結果から、民間資格を有しているエステティシャンは十分な教育を受けていると考えられるが、衛生管理の実践面では不十分な部分があった。また、健康被害の多くは、使用した化粧品による接触皮膚炎と思われる症状と機器等を用いた付加的サービスによるものであった。今後、エステティシャンに対する民間資格取得を推進すると同時に、衛生管理に関しては民間資格の更新システムを確立するなどの方法で継続した教育の必要性が示唆された。また、接触皮膚炎対策として施術時に使用する化粧品の刺激性を確認し、さらにエステ機器などの付加的施術による危害を予防するために、個々の施術の安全性を確認し、安全な施術の範囲を明確にする仕組みの検討が必要と考えた。

## A. 研究目的

エステティックの歴史を紐解くと、1905年（明治38年）横浜で理美容サロンを経営する芝山兼太郎氏が、アメリカの生理学者ドクター・W・キャンブルーからフェイスマッサージの技術を学び「美顔術」として行ったのが最初である。このフェイスマッサージは筋肉の走行、血液やリンパの流れに沿った求心的な手法で、現在も日本のフェイシャルマッサージの基礎となっている。

現在では、エステティックは、エステティック業界の統一自主基準の中で、一般的に健康な人に対して「一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および、機器、用具、等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えると同時に、肌や身体を健康的で美しい状態に保持、保護する行為」と定義付けられており、その中で、化粧品、器具、用具、等を用いた行為を含む、顔面に対する手技をフェイシャルスキンケアと呼ぶ。

消費者の美やリラクゼーションに対する意識の高まりとともにフェイシャルスキンケアは広く行われるようになり、エステティック専門店や理容室、美容室だけでなく、リゾートホテル、温泉旅館、健康ランド、スーパー銭湯などでも、フェイシャルスキンケアが行われている。また、最近では、通所デイケア施設や緩和ケア病棟でもケアの一環として取り入れられるようになった（一般社団法人に本エステティック協会 ソシオエステティシャン）。

しかし、施設や技術者にかかわる公的な基準や法律の規制はなく、関連情報を集約、管理する監督官庁もないため、フェイシャルスキンケアの実態には不明な点も多い。

また、独立行政法人国民生活センターには、フェイシャルスキンケア（「ビガン（美顔）エステ」）による消費者の健康被害が報告されており、早急に実態を把握することが必要であると考えている。

本研究では、エステティック業界自

主基準による認定エステティシヤンの資格獲得に必要なとされる教育内容、施設及び提供されている施術内容、施設の衛生管理の現状を把握し、また消費者の健康被害の実態を明らかにすることを目的とした。

## B. 研究方法

フェイシャルスキンケアについては、施設や技術者について法的な規制がなく、その実態を把握することは困難なために、本年度はエステティック業界団体に協力を得て資料収集を行い、さらにエステティックサロンの開設者、教育担当者、エステティシヤン等から、その実態についての聞き取る調査を中心に実施した。

具体的には、以下の項目を実施した。

- 1) エステティックサロン開設者、エステティシヤン、エステティック業界専門誌編集者への聞き取り調査および、施術者教育用教材及びエステ機器関係資料の収集  
特定非営利活動法人日本エステティック機構、一般社団法人日本エステティック協会、一般社団法人日本エステティック業協会、一般財団法人日本エステティック試験センターから資料提供等の協力を得た。
- 2) インターネットのエステティックサロン数社のホームページや無料配布のタウン誌、新聞折り込みチラシに掲載されているフェイシャルスキンケアメニューの情報収集  
「ぼど」、「ホットペッパー」、「ポコチェ」、「メディアタウン東京」の無

料配布媒体、新聞折り込みチラシおよびインターネットの「エステティックサロン各社ホームページ」よりサンプルとして 26 品目を抜粋して情報を収集した。

- 3) 独立行政法人国民生活センターに寄せられた消費者からのフェイシャルエステティックに関する相談内容の分析

2008 年 4 月～2010 年 3 月までの期間の全 1,157 件のデータより「ビガン（美顔）エステ」に分類された情報を抽出した。

- 4) 研究協力者によるエステティシヤン教育担当者およびエステティシヤンに対する衛生管理に関するヒアリング

理美容専門学校でフェイシャルエステティックの教育を受けた卒業生のうち、エステティック営業施設でフェイシャルスキンケア技術を行っているエステティシヤン 30 名及びフェイシャルスキンケア技術の教育担当者 8 名より、衛生管理に関する教育の状況、衛生管理に関する施術現場での状況、感染予防に対する配慮の状況について聞き取り調査を行った。

## C. 研究結果

### ◆フェイシャルスキンケアの現状

エステティックサロンの開設に際し届け出義務がなく、またエステティシヤンに関しても公的な資格制度はなく、関連団体が推奨する民間資格制度のみであるため、正確な実態を把握することは困難である。公表されてい

るデータによれば、2010年のエステティックの市場規模は、約3,536億円(株矢野経済研究所調べ)、2010年12月末現在のエステティックサロン数は全国に約18,000店舗(月刊エステティックジャーナル調べ)、エステティシャン数は約72,000人((財)日本エステティック研究財団推測値)、エステティック業界団体民間資格取得者数約36,000名(平成22年12月末現在、一般社団法人日本エステティック協会に会員として所属している有資格者:約18,000名、平成22年12月末現在、一般社団法人日本エステティック業協会の有資格者:約18,000名)であり、エステティックサロンの97%がフェイシャルスキンケアを取り入れている(平成13年(財)日本エステティック研究財団調べ)。

料金は、クレンジング、洗顔、スチーマー、吸引、マッサージ、パック、整肌のうち4施術以上で、施術時間60分、女性ビジターの料金は、2010年12月現在の東京都区部のエステティック料金は14,400円。全国平均は8,988円(総務省統計局「小売物価統計調査」調査結果より)であった。

#### ◆エステティックサロンで行われているフェイシャルスキンケア

エステティックサロンで提供されている施術サービスは、「フェイシャルスキンケア」、「脱毛」、「痩身」に大別できるが、このうちフェイシャルスキンケアは、97%の施設に導入している。一般的に「フェイシャルスキンケ

ア」は、「美肌(健康な肌)を保つこと」を目的とし、手技やエステ機器、化粧品を駆使して、肌表面の汚れや毛孔の汚れの洗浄、皮膚の保湿や栄養補給、皮膚の保護を行っている。

フェイシャルスキンケアの内容は、基本コース(クレンジング→ディープクレンジング→マッサージ→パック)に加えて、多様な施術サービスが付加されている。一般的には、ビフォーカウンセリング(施術前の確認)→クレンジング→スチームタオル→施術中のカウンセリング(皮膚の観察)→ディープクレンジング→電気機器→マッサージ→パック・マスク→仕上げ→アフターカウンセリング(施術後のフォロー)のような手順で行われる。

フェイシャルスキンケアで用いられているハンドテクニックの基本は、軽擦法、強擦法、揉擦法(揉捏法とも呼ぶ)、打法、振動法、圧迫法の6つのマッサージ技術からなる。詳細は、別表P19~に示す。一方、ハンドテクニックを補完するエステ機器も別表P21~にあるように、多種多様のものが盛んに取り入れられている。

実際に行われているフェイシャルスキンケアの内容を調査するために、無料配布のタウン誌、新聞折り込みチラシ、エステティックサロン各社のホームページに掲載されているフェイシャルスキンケアサービスについて調査したところ、施術の目的として、肌のくすみの改善、乾燥肌・脂性肌のケア、シワやシミのケア、引き締め(タルミ、二重あごの改善)、ニキビやニ

キビ跡のケア、美白、アンチエイジングケアなど、皮膚疾患や加齢による変化への対応に言及しているものもみられた。

別表 P23～「エステティックサロンのフェイシャルメニュー広告表現事例」に示すように、「美肌を目的とした手技主体のメニュー」、「ニキビケアを目的としたメニュー」、「ピーリング技法を用いたメニュー」、「光線機器を用いたメニュー」、「超音波、高周波、低周波、ラジオ波等のエステ機器を用いたメニュー」に分類してまとめた。

#### ◆エステティシヤンの教育の現状

平成 19 年 5 月に特定非営利活動法人日本エステティック機構（JEO）が“エステティシヤンの養成に必要なカリキュラム（履修科目及び養成時間数）の目安”として「エステティシヤン指針」を公表。そのエステティシヤン指針に基づいて、平成 21 年 11 月に同機構では「エステティシヤン試験制度に対する認証事業」をスタートした。

翌年の平成 22 年 6 月、「エステティシヤンセンター試験」が同機構に制度認証され、平成 22 年 11 月、「第 1 回エステティシヤンセンター試験」を行った。

特定非営利活動法人日本エステティック機構がエステティシヤン養成の目安とした「エステティシヤン指針」（P27～）には、300 時間以上履修と 1000 時間以上履修の 2 つのレベルが設定されている。300 時間以上履修のレベルでも、「皮膚科学」「解剖生理

学」「運動生理学」「化粧品学」「電気学・機器学」などの基礎的な知識と実践的な技術を習得するカリキュラムとなっている。

技術教育に関しては、フェイシャル理論とフェイシャル技術実習に分かれ、前者ではフェイシャルスキンケアの目的と手法、エステ機器の使用法を学習し、後者では基礎技術、エステ機器の取り扱いを含めた実技を学ぶ。

#### ◆フェイシャルエステスキンケアに関する消費者からの相談事例と傾向

独立行政法人国民生活センターより開示・提供をうけた、消費者から寄せられた相談の集計、「エステティックサービスに関する PIO-NET における全国危害危険情報」（期間 2008 年 4 月～2010 年 3 月、危害相談件数全 1,157 件）の資料より、「ビガン（美顔）エステ」の商品キーワードに分類されている情報から、フェイシャルスキンケアに関連するものを抽出した。なお、これらの情報は、消費者からの申し出をそのまま掲載しているため、健康被害の症状や原因は、消費者の立場からのものである。

①「ビガン（美顔）エステ」に分類された相談件数は 544 件で、全相談件数の 47.0% を占めていた。うちエステティックサロンでは施術を行わないとされている「まつ毛パーマ」「まつ毛エクステンション」「アートメイク」の相談件数は 247 件（ビガンエステ総数の 45.4%）であった。

②「ビガン（美顔）エステ」に分類さ

れた相談件数のうち危害が報告されたのは297件(全体の54.6%)、その中で、医療機関を受診した人は107件(36.0%)であった。危害状況の内容は、皮膚障害216件(72.7%)、熱傷36件(12.1%)で、その他45件となっていたが、擦過傷、挫傷、打撲傷などの外傷に加えクーリング・オフや中途解約等の相談を含んでいた。

「皮膚障害」の中には、「化粧品が合わずに肌がただれ通院した」、「エステで購入した化粧品によりトラブルを起こした。この化粧品は刺激が強すぎるので、エステの指導の下に使用していた」、「美顔エステ施術後顔面の皮膚に炎症が起こり、医師にエステが原因と診断された」などが相談事例としてあり、施術に使用した化粧品やサロンで購入した化粧品が原因の接触皮膚炎と思われるものが112件(51.9%)をしめた。

「熱傷」の中には、「脱毛エステでやけどをし、完治するまで治療費を払ってくれる約束だった。治りが遅いのでレーザー治療代も支払って欲しい」「脱毛エステを受けた後でヒリヒリと痛みが取れないので、診察を受けたら火傷になっていた」「タウン誌を見て口周りの脱毛エステに行くと広告より施術代が高額であり、皮膚熱傷を負った」「顔の脱毛エステを受けたところ、担当者のミスで顔と首に火傷を負わされた」などの事例があり、またそれとは別に、顔面部のシワやシミ、ホクロ、ニキビ跡の除去や解消を目的にサロンを利用して、危害が発生して

いる例がある。施術の内容は、エステティック機器(高周波応用機器、ラジオ波、光線応用機器等)によるものが多く、中には、機器の整備不良が原因と思われる「スチーマーからの熱湯」による熱傷やケミカルピーリングに伴う事例があった。

皮膚障害には、光線応用機器によるものが21件、ケミカルピーリングによる危害が16件、光線応用機器以外の方法でのシワ取りによるものが26件含まれていた。

また、その他で「擦過傷・挫傷・打撲傷」と分類されたものは、「化粧品が目に入った」「上から落ちてきたものが当たった」「技術者の爪で引っかかれた」「吸引管の跡が残った」など、技術者の不注意によるものと推測した。また、感染症と思われる事例はなかった。

#### ◆衛生管理の実態

研究協力者が所属する理美容専門学校でフェイシャルエステティックの教育を受けた卒業生のうち、エステティック営業施設でフェイシャルスキンケア技術を行っている30名及びフェイシャルスキンケア技術の教育担当者8名より、聞き取り調査を行った結果、以下のような事例が提示され、問題点や課題が指摘された。

<事例>

- ・照明が暗いため、壁や床の掃除が不十分
- ・機器の掃除・消毒が不十分
- ・タオル類の使いまわし

- ・手指の消毒洗浄が不十分
- ・清潔操作ができていない（化粧品の取り扱い時にスパチュラを使用せず、直接手指で容器から取り出しているなど）

#### <問題点>

- ・感染症をおこした実例や現場におけるトラブル及び訴訟問題などの情報が伝達されていない。
- ・施設毎に衛生管理を実践するためのマニュアルやチェックシートがない。
- ・定期的な再教育システムがない。

#### <課題>

- ・情報伝達のシステムの構築
- ・マニュアル、チェックシートの作成
- ・再教育システムの構築

### D. 考察

日本のフェイシャルスキンケアは、提供される施設が多様化しているにもかかわらず、施設や施術者に関する法的規制がない。最近になり、民間の資格認定制度が確立し、資格を得るために必要かつ十分な教育が科せられるようになった。しかし、一方で民間資格すら有しないエステティシャンも施術が可能であり、施設あるいは施術者による安全性の違いが懸念される。

独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談事例の中には、フェイシャルスキンケア施術による危害報告が、危害相談全体の54.6%あった。その多くは化粧品による刺激性あるいはアレルギー性の接触皮膚炎と推

測された。エステティックサロンで使用されている化粧品の内容は様々であり、独自の処方をうたっているものもある。これらの化粧品については、パッチテストや使用試験などで、刺激性を含む安全性について確認を行っておく必要があると考えた。

また、エステ機器の整備不良や脱毛行為等に伴う熱傷の報告があり、エステ機器の使用法の順守や整備や管理について一層の喚起を促す必要性がある。収集した広告の内容をみると、エステティックサロンにおける施術の範囲を超えた効果をうたっているものもあり、健康被害の報告の中にも、施術行為に問題がある事例が報告されていることから、安全で適正な施術のための指導がより一層望まれる。

衛生管理については、民間資格を有している技術者に関しては、教育・指導はなされているが、修得したことが必ずしも現場で活かされていないことが判明した。その対策として、衛生管理に関する定期的な情報伝達の方法の確立や、各施設での衛生管理マニュアルやチェックシートの作成、資格獲得後の再教育システムの構築が望まれる。

### E. 結論

エステティックサロンの9割以上がフェイシャルスキンケアを行っており、その内容は、クレンジング、ディープクレンジング、マッサージ、パックからなる基本コースに、エステ機器等を使用した付加価値サービスを

組み合わせて行われていた。

エステティシヤンの民間認定資格制度ができて、衛生管理を含む十分な教育がなされるようになったが、資格制度に強制力がないため、エステティシヤンによる衛生管理のレベルの違いが懸念される。

フェイシャルスキンケアによって生じる健康被害の多くは化粧品による刺激性あるいはアレルギー性の接触皮膚炎と考えられ、独自処方化粧品もあることから安全性の確認を行うことに意義があると考えた。また、エステ機器の不適切な使用や整備不良によると思われる熱傷等の健康被害も報告されており、適正なエステ機器の使用が望まれた。

衛生管理についての資格取得時の教育は行われていたが、必ずしも具現化されておらず、一層の啓発活動や有資格者に対する再教育のシステムの構築などが必要と考えられた。

これらの結果から、今後

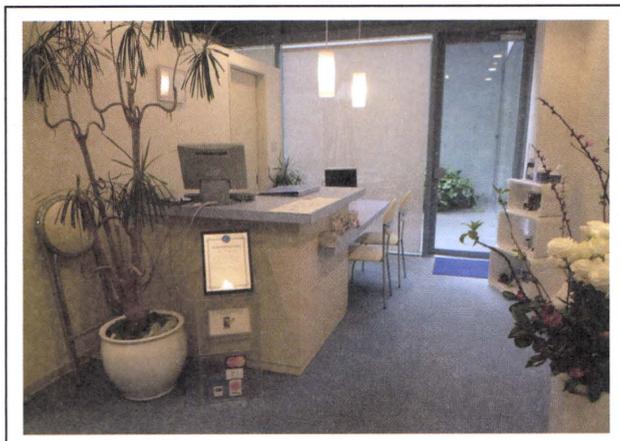
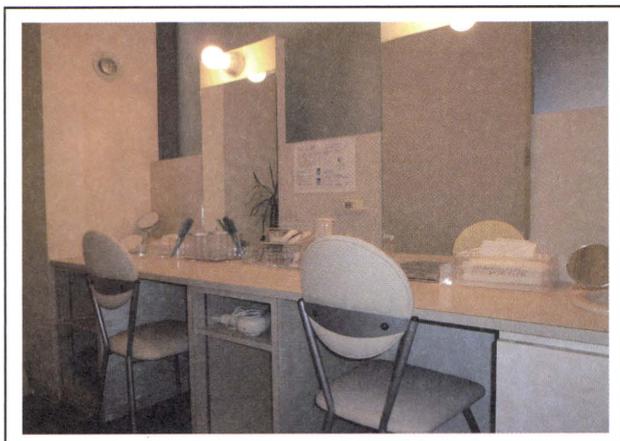
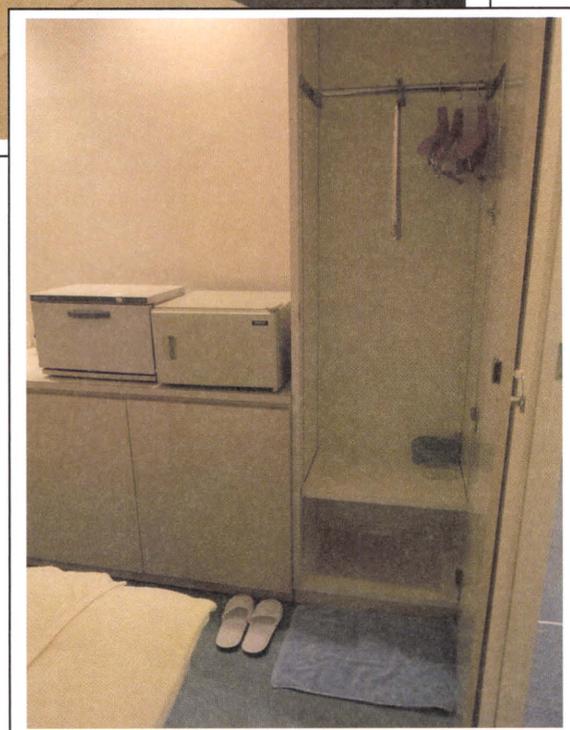
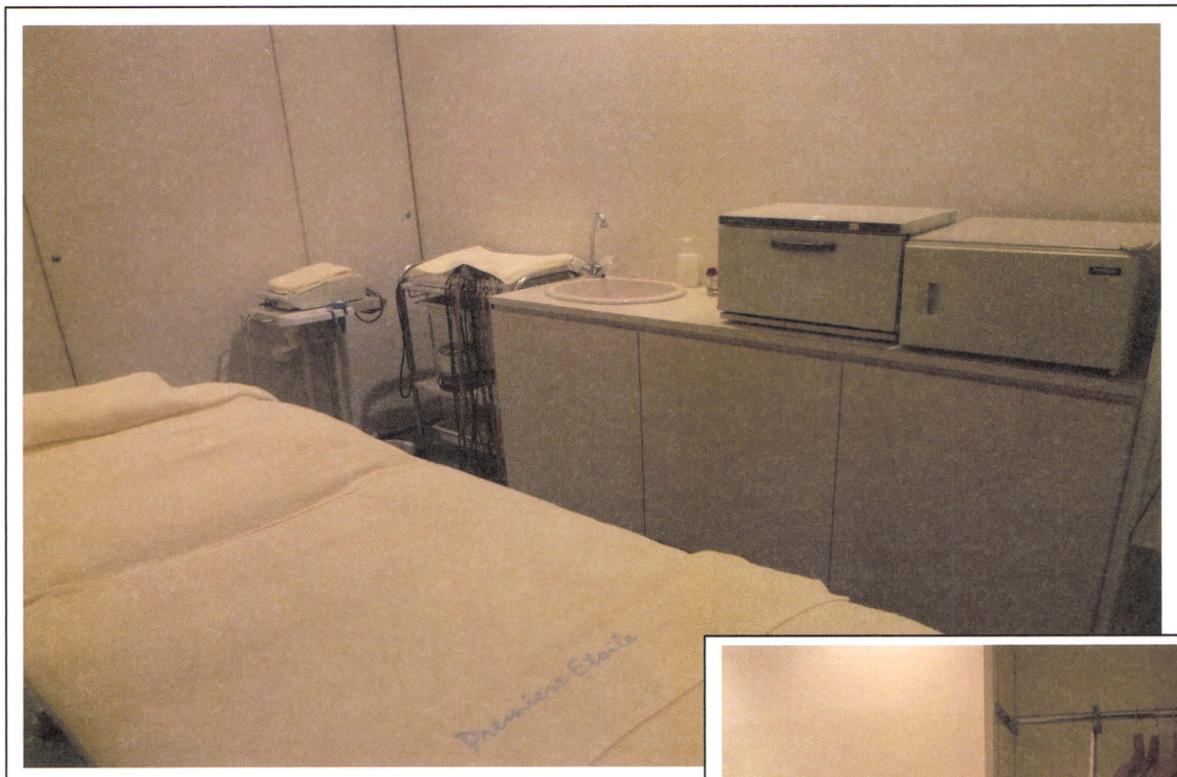
- ①健康被害を起こすおそれのあるエステ機器についての検討
  - ②施術に使用する化粧品の安全性の確認
  - ③現場での衛生管理を推進するためのマニュアルやチェックシートの作成
  - ④有資格者に対する衛生管理に関する再教育システムの樹立
- などを行っていきたい。

## 参考資料

- 1) 「エステティックサービスに関するPIO-NET における全国危害危険情報 2008年4月～2010年3月」(独立行政法人国民生活センター)
- 2) 「平成22年12月 小売物価統計調査 調査結果」(総務省統計局)
- 3) 「エステティックサロンの営業内容等に関する実態調査報告書」((財)日本エステティック研究財団)
- 4) 「エステティックの衛生基準」((財)日本エステティック研究財団)
- 5) 「エステティシヤン養成施設における教科科目及び通信過程のガイドライン」「エステティシヤン養成施設における教科科目のガイドライン①②」(特定非営利法人日本エステティック機構)
- 6) 「エステティック機器認証制度 第1版」(特定非営利法人日本エステティック機構)
- 7) 「新エステティック学 理論編Ⅲ」(一般社団法人日本エステティック協会)
- 8) 「新エステティック学 技術編Ⅰ」(一般社団法人日本エステティック協会)
- 9) 「DVD フェイシャルエステティック」(一般社団法人日本エステティック協会)
- 10) 「ソシオエステティックホームページ」(一般社団法人日本エステティック協会)
- 11) 「2011年エステティックサロンマーケティング総艦」(株式会社矢野経済研究所)

12) 「月刊エステティックジャーナル」  
(エステティックジャーナル編集部)

エステティックサロンの店内



写真上 2 枚：施術ルーム個室。  
写真左上：施術後に使用するメイクアップルーム。  
写真左下：エステティックサロンのレセプション

表「フェイシャルスキンケアの基本手技」

手法の名称	手法	効果・効用	ポイント
<small>けいさつほう</small> <b>軽擦法</b> <b>エフルラージュ</b> =仏語 以下同様	皮膚表面を軽くなでたり、さすったりする手技。マッサージの手技の中でも最も基本となります。リラックス効果に優れているので、マッサージに入るときには必ず行います。強いマッサージに入る前やマッサージの最終ステップでも用います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血液やリンパ液の循環をよくします。</li> <li>・皮膚や神経を鎮静させます（リラックス効果）。</li> <li>・皮膚の温度を高めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手掌や指腹を皮膚に密着させ、力を抜いて行います。</li> <li>・ゆったりとしたリズムで行います。</li> </ul>
<small>きょうさつほう</small> <b>強擦法</b> <b>フリクシヨオン</b>	皮膚を強くこすったり、さすったりする手技。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血液やリンパ液の循環をよくします。</li> <li>・結合組織に停滞する老廃物の排泄を促します。</li> <li>・皮膚を柔らかくします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚深部を意識し行います。</li> </ul>
<small>じゅうねんほう</small> <small>じゅうねつほう</small> <b>揉擦法、揉捏法</b> <b>ペトリサージュ</b>	筋肉まで作用するように揉む手技。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋肉をほぐし活性化させ、新陳代謝をよくします。</li> <li>・老廃物の排泄を促します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結合組織や筋肉を揉みほぐすように行います。</li> </ul>
<small>だほう</small> <b>打法</b> <b>タポートマン</b>	皮膚の上を手指で軽く叩く手技。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋肉の収縮力を高め、血液の循環を促します。</li> <li>・筋肉や神経を刺激して、新陳代謝を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚に対し垂直に刺激が加わるように行います。</li> <li>・リズムカルに行います。</li> </ul>
<small>しんどうほう</small> <b>振動法</b> <b>ヴィブラシオン</b>	軽く細かくリズムカルな振動を与える手技。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抹消の細かい血管や神経、小さな筋肉に対して作用し機能を高めます。</li> <li>・リラクセーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肘を張って、腕の筋肉を緊張させて振動させます。</li> <li>・手を密着させて行います。</li> </ul>